

# 令和6年8月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和6年8月26日（月） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 12名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委員	8番	窪田 良二
委員	1番	河本 アツミ	委員	9番	鮫島 貞人
委員	2番	欠席	委員	10番	深田 広文
委員	3番	日高 仙三	委員	12番	欠席
委員	5番	中村 逸夫	委員	13番	古田 新一
委員	6番	山下 正	委員	14番	名越 直樹

4. 欠席委員 2名 2番 鮫島 繁樹  
12番 日笠山 昭代

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 報告第9号 合意解約等について
- 第3 議案第45号 農地法第3条の規定による許可について
- 第4 議案第46号 農地法第5条の規定による許可について
- 第5 議案第47号 非農地証明について
- 第6 議案第48号 あっせんについて
- 第7 議案第49号 農用地利用集積計画策定に係る意見について
- 第8 議案第50号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について

## ○事務局

皆さん、おはようございます。

本日は2番の鮫島繁樹委員と12番の日笠山委員から欠席の届けが出ています。

それでは定刻、定足数に達していますので、これから令和6年8月農業委員会定例総会を開催します。

なお、会議中は携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに設定するようにお願いします。また、退席する時は、議長の許可をもらってから退席してくださいますようお願いします。

それでは、開会にあたり会長にご挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

## ○会長

改めまして、皆さん、おはようございます。

令和6年8月西之表市農業委員会定例総会のご案内をしましたところ、委員、推進委員の皆様には出席いただき、誠にありがとうございます。

現在、委員の皆さんにおかれましては、推進委員と一緒にになって利用状況調査で農地を見て回っていただいていると思います。皆さん感じておりますように、今年は暑いですので、調査の際には水分をしっかりと取っていただきまして、熱中症にならないようにがんばっていただきたいなと思います。

コロナの方も密かに増えたりしておりますので体調が悪いときは外に出ないで、人と会うのを自粛していただければと思います。

また、農家にとりましては雨がとにかく降らないと日照り続きで作物も悲鳴を上げているところですけれども、そこに頼みの台風ということで1週間前の南の方にあるときには雨を期待していたんですけども、その後、取ったコースが最悪で種子島と屋久島の間を通るようで、種子島が一番被害が強いというコースになります。雨が降ってほしいんですけども、コースがずれてくれればなという感じです。なかなか台風相手ではお願いも通りませんので、皆さん自分の体の方も守っていただくようによろしくお願ひしたいと思います。

市の共進会があったんですけども、5番委員の中村逸夫さんの牛が2席をとっています。おめでとうございます。他の情報を知りたい方は事務局で聞いてください。

簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。

## ○議長

それではただいまより本日の会議を開催します。

日程は配付しています議事日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名人の指名を行います。7番 入鹿山委員、8番 窪田委員を指名します。

続きまして日程第2、報告第9号「合意解約等について」事務局の報告をお願いします。

## ○事務局

日程第2、報告第9号「合意解約等について」を報告します。資料は1ページです。

今月の合意解約は1番のみで台帳現況地目畠が2筆の12, 476平米の合意解約がありました。

以上で報告を終わります。

## ○議長

続きまして、日程第3、議案第45号「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。事務局議案の説明をお願いします。

## ○事務局

日程第3、議案第45号「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。資料は2ページです。

今月は所有権移転2件の申請がありました。

1番です。古田校区二本松地区です。現況地目畠の2筆で、面積3, 024平米を売買により所有権移転するものです。

続いて2番です。現和校区武部地区です。現況地目田の1筆で面積1, 362平米を売買により所有権移転するものです。以上で説明を終わります。

## ○議長

ただいま事務局から説明がありました。続きまして担当委員から報告をお願いします。まず整理番号1について8番委員お願いします。

## ○8番委員

8番です。整理番号1について報告します。

8月22日午前9時より譲受人立会いのもと、現地確認を行いました。

現地は二本松公民館の上の方にある土地になります。

譲受人はサトウキビを作付する古田校区在住の農家です。

譲渡人は、平成20年頃に譲受人の親戚にあたる人から、この土地周辺の畠を一括で購入しており、今回申請のあった畠の2筆について名義変更がなされました。しかしながら、この今回申請の2筆については、昔から譲受人の家族が耕作をしており、今回双方が納得のいく形で、所有権の移転をするものです。今後も引き続きサトウキビを作付することです。

譲渡人には電話で確認をとっております。

以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

## ○議長

続きまして整理番号2について9番委員お願いします。

## ○9番委員

9番です。整理番号2について報告します。

譲渡人は譲受人と親戚関係でありまして、現在、譲受人が作付けをしています。

8月23日に譲受人立ち会いで田んぼの確認をしました。

譲受人は親と一緒に農業していますが、技術的にも何ら問題なく、機械とか施設設備もありますので、問題はないと思います。

以上です。

## ○議長

ただいま担当委員から報告がありました。

この件につきまして皆さんの方から何か質疑等ありましたら挙手でお願いします。

(拳手なし)

○議長

無いようですので、これから議案第45号「農地法第3条の規定による許可について」の採決を行います。許可することに賛成の委員は拳手をお願いします。

(全員拳手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第4 議案第46号「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。事務局、議案説明をお願いします。

○事務局

日程第4 議案第46号「農地法第5条の規定による許可について」を説明します。資料は3ページです。

1番です。下西校区上石寺地区です。台帳現況地目畠の1筆で面積934平米です。申請理由は令和6年3月25日付け指令西農委第5号の21で許可をした事業計画の規模縮小による変更申請です。2筆1, 309平米から1筆934平米となります。転用は自己資金で行われます。以上です。

○事務局

ただいま事務局から説明がありました。この件につきまして9日に合同現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

○14番委員

14番です。「農地法第5条の規定による許可について」の合同現地調査の報告をします。

8月9日、私と13番委員、事務局1名、各地区担当委員、推進委員立会いのもと、現地調査を行いました。

場所は上石寺地区の農地です。周辺は、コンテナハウスが並び居住地になっております。当初もコンテナハウス建設予定でしたが、計画変更ということで、今回の申請になったようです。

現状は碎石で整地されており、事業終了後、碎石を撤去し、原状復旧するとのことで、今回の事業計画の規模縮小による変更申請の許可相当であると意見の一一致を見たところです。

以上です。

○議長

ただいま調査委員長から報告ありました。

この件につきまして担当委員の補足がありましたらお願いします。

番号1について、11番あればお願いします。

○11番委員

11番です。

整理番号1について、事業計画から外す部分は採石が敷かれていますので、碎石を全部撤去して畠に戻すとのことです。その後、住民の方に貸し出しをするかもしれないというお話をしました。他に特に気になるところは無かったので、許可相当と思

います。

## ○議長

ただいま担当委員から報告ありました。この件につきまして皆さんの方から何か質疑等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手なし)

## ○議長

無いようですので議案第46号「農地法第5条の規定による許可について」の採決をします。

原案の通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

## ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第5 議案第47号「非農地証明について」を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

## ○事務局

日程第5 議案第47号「非農地証明について」を説明します。資料は4ページです。

1番です。国上校区寺之門地区です。台帳地目は畠ですが、昭和58年頃から耕作せず、現在は雑種地となっています。交付基準1(イ)に基づく申請です。

2番です。安城校区平山地区です。台帳地目は畠ですが、平成25年頃から耕作せず、現在は原野となっています。交付基準1(イ)に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

## ○議長

ただいま事務局から説明がありました。

この件につきましても9日に合同現地調査が行われています。調査委員長の報告をお願いします。

## ○14番委員

14番です。「非農地証明について」の合同現地調査の報告をします。

8月9日私と13番委員、事務局1名、各地区担当委員、推進委員、立会人のもと、現地調査を行いました。

1番です。場所は国上の寺之門地区にある農地です。40年ほど耕作をしておらず、現在は雑草と雑木が生えています。畠までの道も、途中までは軽トラックが通れるほどの幅がありますが、その先は車両の進入は厳しいところでした。現状を見ると、非農地の許可相当であると意見の一一致を見たところです。

続きまして、2番です。安城校区平山地区である農地です。10年ほど前から耕作しておらず、現在は中高木の樹木が植わっており、隣接する住居への防風林の状態となっております。農地として復元しても継続して利用できないということで、非農地の許可相当であると意見の一一致を見たところです。

以上です。

## ○議長

ただいま調査委員長から報告ありました。この件につきまして担当の補足がありましたらお願ひします。

番号1について5番委員お願ひします。

### ○5番委員

5番です。調査委員長の報告した通りです。

以上です。

### ○議長

続いて整理番号2を7番委員お願ひします。

### ○7番委員

7番です。今、調査委員長が報告した通りです。現状は、もう木が大きくなつて畠として復帰できるような状態ではありません。調査委員長の報告通り非農地証明で承認していいのではないかと思います。

以上です。

### ○議長

ただいま担当委員から補足の説明がありました。

この件につきまして皆さんから何か質疑等ありましたら挙手でお願いします。

### ○事務局

資料の訂正をお願いします。

番号1の真ん中ぐらいのところで現況地目雑種地となっていますが、原野に変更してください。

続きまして番号2の一番右側の備考欄のところの交付基準1(イ)を1(エ)に訂正をお願いします。

### ○議長

それでは、何かご意見、質疑等ある方はいませんか。

(挙手なし)

### ○議長

無いようですので、議案第47号「非農地証明について」の採決を行います。

原案の通り承認することに賛成の人は挙手をお願いします。

(全員挙手)

### ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は承認することに決定しました。

続きまして、日程第6議案第48号「あっせんについて」を議題とします。事務局議案の説明をお願いします。

### ○事務局

日程第6議案第48号「あっせんについて」説明します。資料は5ページです。

1番です。「貸したい」の申し出です。場所は安城校区芦野地区です。標準価格を希望とのことです。あっせん委員につきましては、入鹿山委員、鮫島貞人委員にお願いします。

2番です。「売りたい」の申し出です。場所は現和校区武部地区で売れなければ5年契約で貸したい。売買価格、賃借料は標準額を希望とのことです。あっせん委員

につきましては、鮫島貞人委員、鮫島繁樹委員にお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。あっせんの件につきまして皆さんから何か質疑等ありましたら挙手でお願いします。

○7番委員

7番です。このあっせんの場所ですけれど、私現場を見に行きました。その畠に行く道が入っていけないくらい荒れているのですが、そこをあっせんしてもいいのかなと感じました。本人は貸したいでしきれど、現場を見て借りたいっていう人がいるのかなってところなんですが。

○議長

入口が荒れているということですか？

○7番委員

そうです。入口が荒れています。

○議長

中に入ると畠は大丈夫？

○7番委員

畠はそこまで荒れていなくて、耕作できない状況ではないです。

○議長

車も入れないような状態ですか？

○7番委員

車は2トンぐらいのトラックまでしか入らないと思います。

○議長

あっせんをしてみてそれで「ちょっと値段を安くしてくれ」と言われるかもしれないから、その辺はまた本人と話をして、間に入って話をしてもらわればなと思います。他に無いですか。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方は大変ですが、よろしくお願ひします。

続きまして、日程第7 議案第49号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」です。事務局、議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第7 議案第49号「農用地利用集積計画に係る意見について」を説明します。資料は6ページです。

所有権移転についてです。所有権移転の時期は令和6年9月1日、地目田、面積2,400平米、地目畠1,055平米の合計面積3,455平米、所有権を移転する者1人、受ける者2人です。

内容については7ページを詳細については8ページから11ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

## ○議長

ただいま事務局から説明がありました。  
それでは担当委員の報告をお願いします。  
所有権移転整理番号1、2について10番委員お願いします。

## ○10番委員

10番です。  
譲渡人が同一ですので、まとめて報告をします。  
譲渡人は島外在住の土地持ち非農家で今回財産処分を行うに当たり譲渡するということございました。

調査日順に報告をします。  
まず2番から報告します。

8月20日に6番委員、譲受人立会いのもと現地調査を行いました。現地は住吉校区里之町志和野地区の集落内にある農地です。農地には牧草が植え付けられておりました。

譲受人は畜産を主に行っている認定農家であり、農業機械等もそろい、経営技術も申し分ないと思います。

以上のことから許可相当と思います。  
次に整理番号1について報告します。

8月21日に6番委員それから譲受人立会いのもと現地調査を行っております。  
現地は住吉校区内の住吉神社に隣接する水田でございます。現地にはWCS稻が植え付けをされていました。

譲受人はサトウキビ作を主として行っている認定農家であり、農業機械等もそろい経営技術も申し分ないと思います。

以上のことから許可相当と思います。  
なお、譲渡人には地元管理人の方に確認をとっております。  
以上、ご審議をよろしくお願いします。

## ○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。  
この件につきまして、皆さん何かありましたら、挙手でお願いします。

### (挙手なし)

## ○議長

無いようですので、これから議案第49号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

### (全員挙手)

ありがとうございました。  
全会一致で賛成ですので、本案は承認することに決定しました。  
続きまして、日程第8 議案第50号「農用地利用集積等促進計画を策定に係る意見について」を議案とします。議案説明をお願いします。

## ○事務局

日程第8 議案第50号「農用地利用集積等促進計画を策定に係る意見について」

を説明します。資料は12ページです。

まず、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用設定を説明します。

期間は令和6年10月1日から令和16年9月30日までの10年間、地目田、面積1,389平米、地目畠、面積32,039平米、利用権を設定する者9人、受ける者1人です。内訳については13ページを詳細については14ページから24ページを御覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。25ページを御覧ください。

期間が令和6年10月1日から令和16年9月30日までの10年間、地目田、面積1,389平米、地目畠、面積32,039平米。利用権を設定する者1人、受ける者8人です。内訳については26ページを詳細については27ページから37ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

## ○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。この農用地利用集積等促進計画につきましては、担当委員の委員会の報告はありません。

しかしながら皆さんから何か質疑等がありましたら挙手で願いします。

## ○7番委員

7番です。

農用地利用計画等促進計画についてですが、私、安城担当なんですけれど、一覧表だけでは水田、畠の場所を把握できないんです。担当委員が申請された農地がどこにあるのか確認できません。そこを次の鹿児島県地域振興公社から耕作者に貸し出す計画がなされているみたいですけれど、場所がわからないので、教えてもらえばありがたいかなと思います。

## ○事務局

中間管理事業の分は定例総会では、委員の報告はいらないということで農地の場所を提示していませんでしたが、委員が知らないというは、農地の推進活動に支障をきたしますので、これからは場所の地図をつけていこうと思います。

## ○議長

7番委員の言うように自分の担当地域の場所を知らないということでは困りますので、地図を添付するということで対応をお願いします。

他にありますか。

## ○5番委員

ちょっといいですか。

26ページのEさんの下にSさんという方ですけど、この人小牧野の人ですか？

## ○6番委員

いや違います。同姓同名が3人います。この場合のSさんは住吉の人です。

## ○G推進委員

よろしいですか。

12ページです。ここで利用権の設定をする者は9名ですけれど25ページの利

用権の設定を受ける者が8名です。1名いなくなっているんですがどういうことかなと思って。

○事務局

所有者から公社に貸し出して、公社が耕作者に貸し出すことになっていますが、例えば、公社が2人から借り入れた農地を1人に貸し出すことがあります。その場合人数が違うのですが、借り入れる農地の面積と貸し出す農地の面積が同じなので問題は無いです。

○議長

よろしいでしょうか？

他に無いですか。

(挙手なし)

○議長

無いようですので質疑を終了し、これから議案第50号「農用地利用集積等促進計画を策定に係る意見について」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本日の議事は終了しました。

なお、農業委員会法第14条及び第24条において、農業委員、推進委員は「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を引いた後も同様とする。」となっています。毎回お願いしていますが、ご注意ください。

会長 \_\_\_\_\_ 印

7番委員 \_\_\_\_\_ 印

8番委員 \_\_\_\_\_ 印